

財団法人びわ湖造林公社寄付行為

(昭和49年3月18日制定)

最終改正 平成14年3月28日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人びわ湖造林公社という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を滋賀県大津市松本一丁目2番1号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、滋賀県において造林、育林等、森林、林業に関する事業、林業労働力の確保及び育成に関する事業、その他緑化に関する事業を行うことにより、びわ湖の水資源のかん養、県土の保全、森林資源の培養並びに緑豊かな環境の形成等、緑資源のもつ多面的な機能を総合的、かつ高度に発揮させ、もって農山村の振興と住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)分収造林及び分収育林事業
- (2)分収造林及び分収育林制度の促進に関する事業
- (3)農山村における森林の総合利用のための事業
- (4)林業労働力の確保及び育成に関する事業
- (5)森林、林業及び緑化に関する事業並びにこれらに関する調査等の受託
- (6)県が委託する公の施設の管理及び運営に関する事業
- (7)自然環境の保全及び緑化の推進事業
- (8)森林、林業に関する普及、啓発の事業
- (9)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、会計、事業計画等

(資産の毒善成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された財産
- (2)寄付金品
- (3)資産から生ずる果実
- (4)事業に伴い取得した財産
- (5)その他の収入

(資産の種類)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の業務の運営上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、滋賀県知事の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、毎年度当該年度開始前に理事会の議決を経、滋賀県知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、事業計画又は収支予算の変更について準用する。この場合において、同項中「毎年度当該年度開始前に」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業実績報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、当該会計年度終了後3月以内に滋賀県知事に提出しなければならない。

(長期借入金)

第12条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、滋賀県知事の承認を得なければならない。

(剰余金の処分)

第13条 毎会計年度末に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その全部若しくは一部を基本財産に編入し、又は次会計年度に繰越しするものとする。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第15条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事(理事長、副理事長及び専務理事を含む。) 10人以上15人以内
- (5) 評議員 10人以上15人以内
- (6) 監事 2人

- 2 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えて、登記完了の日から2週間以内に、その旨を滋賀県知事に届け出なければならない。
- 3 監事に異動があったときは、異動があった日から2週間以内に、その旨を滋賀県知事に届け出なければならない。

(選任)

第16条 理事及び監事にあつては評議員会が、評議員にあつては理事会がこれを選任する。

- 2 理事は、互選により理事長、副理事長及び専務理事を定める。
- 3 理事、評議員及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(職務)

第17条 理事長は、この法人を代表して、社務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、日常の業務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄付行為に別に定めるもののほか、この法人の業務を議決し、社務の執行を決定する。
- 5 評議員は、評議員会を構成し、この寄付行為に定める職務を行う。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の財産と帳簿を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会もしくは評議員会又は滋賀県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため、必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。
 - (5) 理事会又は評議員会に出席し、意見を述べること。

(任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員任期は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決によりこれを解任することができる。

(1)心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項の規定の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、理事会及び評議員会の2種とする。

(構成)

第22条 理事会は理事をもって、評議員会は評議員をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 評議員会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて必要な事項について審議し、及び助言するとともに、必要に応じこの法人の重要な事項に関し、理事長に建議することができる。

3 理事会において次に掲げる事項を議決する場合には、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

(1)基本財産の処分に関すること。

(2)事業計画及び予算の承認に関すること。

(3)事業報告及び決算の承認に関すること。

(4)寄付行為の変更に関すること。

(5)解散及び残余財産の処分に関すること。

(開催)

第24条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めるとき。

(2)理事の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。

(3)第17条第6項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき。

2 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めるとき。

(2)評議員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 会議は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第1項第2号もしくは第3号または同条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会又は評議員会を開催しなければならない。
- 3 会議を招集するときは、理事又は評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、急務を要する事項が生じたときは、この限りではない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員のうちから選任する。

(定足数)

第27条 会議は、理事会にあっては理事の3分の2以上、評議員会にあっては評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第28条 会議の議事は、この寄付行為に別に定めるもののほか、出席した構成員の過半数の同意をもって決する。この場合において、議長は、構成員として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため、会議に出席することのできない理事又は評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事又は評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)会議の日時及び場所
 - (2)理事又は評議員の現在数
 - (3)会議に出席した理事又は評議員の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記するものとする。)
 - (4)議決事項
 - (5)議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6)議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、出席した理事又は評議員のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 事務局

(設置等)

第31条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
(備付け帳簿及び書類)

第32条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

(1) 寄付行為

(2) 役員の名簿

(3) 事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表並びに財産目録

(4) 事業計画書及び収支予算書

(5) 許可、認可等及び登記に関する書類

(6) 寄付行為に定める機関の議事に関する書類

(7) 資産及び負債に関する台帳

(8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(9) 役員の履歴書並びに、その他の職員の名簿及び履歴書

(10) その他必要な帳簿及び書類

第6章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第33条 この寄付行為は、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、滋賀県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、滋賀県知事の許可があったとき解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、第4条各号に定める事業を行う費用として滋賀県に寄付する。

第7章 雑則

(委任)

第35条 この寄付行為の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この寄付行為は、主務官庁の設立の許可のあった日から施行する。

(会計年度の特例)

2 この法人の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、この寄付行為施行の日から昭和49年6月30日までとする。

(設立初年度の事業計画及び収支予算)

3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条及び第19条第1号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(設立当初の役員)

4 この法人の設立当初の役員は、第15条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第17条第1項の規定にかかわらず、この寄付行為施行の日から昭和49年6月30日までとする。

附 則(昭和58年12月2日)

この寄付行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則(平成元年11月28日)

この寄付行為は、主務官庁の認可の到達のあった日から施行する。

附 則(平成4年8月3日)

この寄付行為は、主務官庁の認可の到達のあった日から施行する。

附 則(平成8年7月1日)

1 この寄付行為は、主務官庁の認可の到達のあった日から施行する。

2 この寄付行為の施行の日の属する会計年度は、改正後の第13条の規定にかかわらず平成8年7月1日から平成9年3月31日までとする。

附 則(平成8年9月30日)

この寄付行為は、主務官庁の認可の到達のあった日から施行する。

附 則(平成10年7月1日)

1 この寄付行為は、滋賀県知事の認可のあった日から施行する。

2 改正後の当初の評議員は、改正後の第16条第1項の規定にかかわらず、別紙評議員名簿のとおりとする。

附 則(平成14年3月28日)

この寄付行為は、滋賀県知事の認可のあった日から施行する。